

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定による監督処分をしたので、次のとおり公告します。

令和二年四月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 監督処分をした年月日

令和二年三月十九日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地

株式会社今井工務店建築設計事務所

奈良市法華寺町一一四八番地

三 開設者の氏名

株式会社今井工務店 代表取締役 今井 健一

四 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

一級建築士事務所

五 登録番号

奈良県知事登録第二〇一九（と）一〇七一号

六 監督処分の内容

建築士事務所の令和二年六月一日から十四日間の閉鎖

七 監督処分の原因となった事実

株式会社今井工務店建築設計事務所の管理建築士である今井健一（一級建築士…国土交通大臣登録第二一六一四〇号）は、国土交通大臣から、建築士法第十条第一項の規定により、令和二年六月一日から十四日間の業務停止の懲戒処分を受けました。

このことが、建築士法第二十六条第二項第四号に該当します。